

さいたま市・岩槻市任意合併協議会 設立会

次 第

平成 15 年 7 月 15 日

1 開 会

2 あいさつ

さいたま市	相 川 宗 一 市 長
岩 槻 市	佐 藤 征 治 郎 市 長
さいたま市議会	長 谷 川 浄 意 議 長
岩槻市議会	丸 王 収 助 議 長

3 報告事項

報告第 1 号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約について
(別紙 1)

報告第 2 号 さいたま市・岩槻市任意合併協議会設立に関する協議
確認書について (別紙 2)

4 さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約及び協議確認書に基づく
協議会委員及び協議会役員の紹介 (別紙 3)

5 協議確認書に基づく事務局職員の紹介 (別紙 4)

6 閉 会

報告第 1 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会規約

(設置)

第 1 条 さいたま市及び岩槻市(以下「両市」という。)は、両市の議会における任意の合併協議会設置に関する決議を踏まえ、両市の合併に関し、その是非も含めて協議するため、さいたま市・岩槻市任意合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 合併に関する事項
- (2) 市町村建設計画に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、両市の合併に関し必要な事項

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、さいたま市の区域内に置く。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 両市の市長
- (2) 両市の助役(さいたま市にあっては、政策企画部に関する事務を担当する者)
- (3) 両市の議会の議長
- (4) 両市の議会の副議長
- (5) 両市の議会がそれぞれ選出する議員 各 2 人
- (6) 学識経験を有する者で、両市の市長が協議により指名する者 7 人
- (7) 両市の職員 各 1 人

2 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長及び監事)

第 5 条 協議会に、会長 1 人、副会長 1 人及び監事 2 人を置く。

2 会長、副会長及び監事は、両市の市長が協議し、前条第 1 項の委員の

うちから、これらを選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会長は、会議に付議すべき事件並びに会議の日時及び場所を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会議の運営)

第 7 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第 8 条 会議に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、両市の市長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 10 条 協議会に要する経費は、両市が均等に負担する。

(監 査)

第 1 1 条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定により監査をしたときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 2 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第 1 3 条 委員は、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報償費及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第 1 4 条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 7 月 1 5 日から施行する。

報告第 2 号

さいたま市・岩槻市任意合併協議会設立に関する協議確認書

さいたま市及び岩槻市（以下「両市」という。）は、さいたま市・岩槻市任意合併協議会（以下「協議会」という。）の設立に関し、下記のとおり協議したので、確認する。

記

1 協議会の規約について

協議会規約は、別紙のとおりとする。

2 協議会の設立時期について

協議会の設立は、平成 15 年 7 月を目標とする。

3 学識経験者委員の選任について

協議会規約第 4 条第 1 項第 6 号に基づく委員については、以下のとおり就任を依頼する。

埼玉大学の学長

目白大学の学長

両市経済団体の代表 各 1 人

両市自治会の代表 各 1 人

埼玉県職員 1 人

4 協議会役員を選任について

協議会規約第 5 条第 2 項に基づく協議会役員は、以下のとおり選任する。

会長 埼玉大学の学長

副会長 目白大学の学長

監事 両市の経済団体の代表

5 事務局について

協議会規約第9条第2項に基づく事務局の職員及び事務局の事務所は、以下のとおりとする。

(1) 事務局職員について

事務局長 さいたま市から派遣

事務局次長 岩槻市から派遣

職員 両市から3人ずつ派遣

(2) 事務局の事務所について

事務局の事務所は、ときわ会館1階に置く（さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号）。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市の市長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年6月3日

さいたま市

さいたま市長 相川 宗一 印

岩槻市

岩槻市長 佐藤 征治郎 印

さいたま市・岩槻市任意合併協議会 委員名簿

区 分		職 名	氏 名	備 考
さいたま市	行政	市 長	あいかわ そういち 相川 宗一	
		助 役	ないとう ひさし 内藤 尚志	
		理 事	こみや よしお 小宮 義夫	
	議会	議 長	はせがわ じょうい 長谷川 浄意	
		副議長	たぐち くにお 田口 邦雄	
		市議会議員	あおき いちろう 青木 一郎	
		市議会議員	いしづか しん 石塚 眞	
岩槻市	行政	市 長	さとう せいじろう 佐藤 征治郎	
		助 役	たかはし きよし 高橋 清司	
		総務部長	いでの のぶお 出野 信男	
	議会	議 長	まるおう しゅうすけ 丸王 収助	
		副議長	たけうち あきお 竹内 昭夫	
		市議会議員	なみき きよし 並木 清	
		市議会議員	つぼた まさとし 坪田 正俊	
学識経験者	埼玉大学学長	ひょうどう つとむ 兵藤 剣	会長	
	目白大学学長	さとう こうま 佐藤 弘毅	副会長	
	与野商工会議所会頭	ひらぬま やすひこ 平沼 康彦	監事	
	岩槻商工会議所会頭	せきね ちゅういち 関根 忠一	監事	
	さいたま市自治会連合会会長	の ぎき はつたろう 野崎 初太郎		
	岩槻市自治会長会会長	かない へいいち 金井 平一		
	埼玉県総合政策部長	なかむら かずとし 中村 一巖		

さいたま市・岩槻市任意合併協議会 事務局職員名簿

(H15.7.15現在)

職 名	氏 名	所 属
事務局長	宮澤 健二	さいたま市
事務局次長	三次 宣夫	岩槻市
職員	増岡 孝夫	さいたま市
職員	野口 俊男	さいたま市
職員	伊達 雅之	さいたま市
職員	増岡 章	岩槻市
職員	関根 清	岩槻市
職員	小島 義則	岩槻市